

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の実効性を高めるため、市、市民、地域団体、事業所が連携・協働して施策を推進する体制を整えます。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させるとともに、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される沼田市男女共同参画推進委員会を継続して設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

(2) 市民の役割

一人一人が大切にされ、一人一人の痛みや苦しみに寄り添える温かい社会、そのような男女共同参画社会の実現は、沼田市が住みよい地域になっていくために必要なことであり、一人一人の気付きと行動が欠かせません。そのため市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とし、市が行う男女共同参画推進のための施策に積極的に参加する必要があります。

(3) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努める責務があります。そのため、市が行う男女共同参画推進のための施策に積極的に参加する必要があります。

2 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、PDCAサイクルの形成と運用を念頭に置きつつ、進捗状況や成果を把握し、必要に応じた施策の見直しを行います。

各事業の実施状況等については、毎年度、担当課による自己評価を行い、その結果について、沼田市男女共同参画推進委員会での協議及び沼田市男女共同参画庁内推進会議への報告を経て、市民に公表します。

3 数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、令和12(2030)年度までに達成すべき目標値を、主な施策に対し設定します。

目標指標

基本目標	項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	出典・担当課	
1 一人一人が尊重され、支え合おうまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		49.8%	55.0%	意識調査	
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		26.7%	50.0%	意識調査	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		60人	100人	市民協働課	
	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		50.5%	55.0%	意識調査	
2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	市の審議会等における女性委員の割合	※1	23.9%	30.0%	市民協働課	
		※2	20.0%	30.0%		
	関係 女性活躍推進法	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		46.8%	55.0%	意識調査
		現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		22.4%	30.0%	意識調査
		市職員の管理職のうち女性の割合		15.4%	35.0%	職員課 市民協働課
	女性の区長の人数		0人	2人	市民協働課	
	家族経営協定の締結数		52組	60組	農業委員会 事務局	
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	41.4%	60.0%	国保年金課 健康課	
女性		49.9%	60.0%			
乳がん・子宮頸がん・前立腺がんの受診率	乳がん	11.9%	50.0%	健康課		
	子宮頸がん	12.2%	50.0%			
	前立腺がん	11.9%	50.0%			
3 安心して暮らせるまち	DVを経験した(「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合)	身体	7.1%	0%	意識調査	
		精神	11.5%			
		性的	2.7%			
		経済的	5.1%			
		社会的	4.0%			
	女性相談支援員の配置数		0人	2人	市民協働課	

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等 (平成24年4月1日から調査開始)

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。